

## 議 事 録

作成年月日

2014 年 11 月 14 日

日 時	2014 年 11 月 8 日 (土) 14:00~17:00	作成者	承認
場 所	TKP 博多駅筑紫口会議室 カンファレンスルーム	安田	岩本・稲垣・柳沢
出席者 (敬称略)	岩本力、稲垣照聡、柳沢宏和(以上理事)、伊藤仁人(監事)、吉田浩人(代理出席)、本多海太郎、小花悦夫、長勢直美、高橋昌司、清水則吉(代理出席)、岡田一、澤田伸子、鈴木賢一、金井良樹、安田正広、河辺信也、井出和之、戸所信行、寺田芳文、津村明彦、吉井康介(代理出席)、石川文博、大谷寿朗、吉田仁、坂東司(以上正会員・クラブ代表)、川野岳大(ACP Representative 補佐)、菅田大助(以上幹事)、井手マヤ、永利理恵、今野隼人、古久保進、深町綾、土田敬、横山浩二(以上傍聴人)、竹内繁雄(株式会社アプロード)		
議 題	1) AJ 法人化報告(岩本) ・法人化前との変更点(登記、税務など)の整理と報告 ・商標権(「ブルベ」と「オダックスジャパン」)移転について中間報告 2) 2014 年会計の中間報告(岩本、伊藤) ・(社)AJ の事業年度は1月1日から12月31日なのであくまで中間報告という形になります。 3) 新規主催クラブ承認(岩本) ・R 札幌、AJ 日本橋代表の理事就任の承認(今回は議決権なし) 4) 来年の会費(岩本) ・参加費に含めて徴収する会費の件 5) PBP 関連(菅田) ・PBP ツアーの打合せ報告 ・AJ ジャージの件(岩本) >AJ ジャージを作成するのか? 作成するならデザインは公募するのか? ・RM 会議や PBP 翌年の表彰式参加への渡航費・滞在費の全額補助の件(稲垣) >2019 年の PBP より AJ 会計から全額支給とするか? 6) BRM 認定申請方法の変更(柳沢) ・AJ から ACP に対する申請方法の変更にともない、各クラブと AJ との認定データのやり取りも変更します。その説明。 7) 北海道 1200、AJ 北海道法人化報告(長勢) ・他のクラブに参考になる点を報告してもらいます 8) 震災復興支援の報告(鈴木) ・東北 3 県に送金完了につき、その報告。 9) 認定記録データベースの件 10) 試走認定の要件の確認 11) BRM 参加費の上限の見直		

AJ が社団法人になり、決算は 12 月末になるので本来の総会は決算後、1 月の終わりか 2 月になるが、スケジュールの関係で本日の開会となった。形としては臨時総会となる(岩本)。

## 1. AJ 法人化報告

○法人化前との変更点(登記、税務など)の整理と報告

- 登記は1月6日に完了。場所は福岡法務局。
- 任意団体を引き継いで法人となった事による変更点としては、決算を全て出さなければならない事。
- 利益を上げていなければ納税義務はないが、決算を出してみなければ分からない。
- 一番の違いは組織としての地盤が固まった事。組織としての人格権が与えられ責任所在が明確化された。
- 事故があった場合、以前は個人として訴えられる対象だったが、今度は法人として訴えられる対象となる。

法務省で認可された新しい定款は Web のどこにも上がっていない(本多)

ML で登記する事を告知した(岩本)

その内容(文言)が部分的に変わっていると思う、趣旨は変わらないが。(本多)

印を押された認可済みのものを、スキャンして PDF で AJ サイトにアップロードする。(柳沢)

定款は公開すべき(稲垣)

○商標権(「ブルベ」と「オダックスジャパン」)移転について中間報告

- 『ブルベ』と『オダックス・ジャパン』が特許庁に登録されている。『ブルベ』は加藤さん(初代 AJ 会長)の名義で、片仮名で商標権登録してある。期限は平成 30(2018)年 3 月 14 日まで。
- 『オダックスジャパン』はローマ字大文字版と片仮名(中黒付きで『オダックス・ジャパン』)版があり、期限は平成 27(2015)年 8 月 19 日まで。
- 登録は 3 万円ほどかかるらしい。
- 法人化に伴い権利を移す旨は、加藤さん了解済み。

悪用されたりするのか。(岩本)

エックスという自転車組織は、名称を第三者に登録されてしまっており、止むを得ず名称を変更してレースを開催したという経緯がある。『オダックス・ジャパン』は継続させたい(稲垣)

『オダックス』という登録はたくさんあるが、ジャパンが付くのは前述の 2 つしかない。期日の一ヶ月前までに特許庁へ申請しなければ、我々が名称を使えなくなる恐れがある。(岩本)

最近、自転車でも『ブルベ用』『ブルベ向き』と謳う商品がある。誰が『ブルベ』という文字を排他的に使うか分からない。自分たちが使いたいから登録しておくべき。(柳沢)

そういう事は行政書士に頼むべきか?(岩本)

弁理士が適任。(複数人)

弁護士でも良い。弁護士が弁理士資格も持っている。(津村)

特許庁に行けば用紙があり、それに記入して提出すればよい(稲垣)

参考までに、『オダックス』は何の商品で登録してたんでしょうか(坂東)

自転車とかスポーツとか、備考欄に記載していたと思う。(岩本)

かなり分類が細かいので覚えきれない。(柳沢)

イベント的なもので登録していたのだろうか。(坂東)

いろいろ書いてあった。全角片仮名でないと出ない。とにかく、期限切れの前に手続きする。(岩本)

## 2. 2014 年会計の中間報告

(一社)AJ の事業年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日なのであくまで中間報告という形になります。(伊藤)

複雑な取引がなく、現金の出入りを伴うことだけなので、特に述べることはない。預金残高を確認し、問題なしと判断。(伊藤)

ほとんどがブルベカードを送るメール便や郵便、またカード製作費もある。静岡のスタッフが亡くなったので、お悔やみの電報を送った。備品では、プリンターが壊れたので買った。(岩本)

## 3. 新規主催クラブ承認

- ・R 札幌、AJ 日本橋代表の正会員就任の承認(今回は議決権なし)
- ・新しい代表の紹介。青葉の河辺さん(加藤さんから交代)。宇都宮の小花さん(途中で飯塚さんから交代)。
- ・代理出席した3名の紹介
- ・新規クラブの紹介。日本橋の坂東さん、札幌の吉田さん。

## 4. 来年の会費

○参加費に含めて徴収する会費の件

- ・ここで決めようと思ったが、SE への申し込みの際、エントリー費が決められないので、300 円とした。
- ・メダル代はいくらにするか。現在のレートは1ユーロ 143 円程度。(岩本)

去年の理事会の時、今年からメダル代は時価精算と決めた。時価の出し方を決めるタイミングは 3 つ。1)AJ が ACP に支払うタイミング、2)ACP から AJ に支払請求があったタイミング、3)10 月末ないしは 11 月最初の相場。いずれにせよお金の事は機械的に決めないと揉めるので、機械的に否応なく決まる方法が良い。1や2では、そのタイミングまで精算作業ができず、AJ の立て替えになってしまうので、それよりは早めに決めた方がいいのではないか。そこで、11 月最初の為替相場の終値で精算するのが一番良いと思う。(柳沢)

レート換算だと中途半端になる。小数点以下の桁があって切りが悪い。(岩本)

四捨五入して決めれば良い。今だと 142 円として5ユーロなので、710 円。(柳沢)

北海道では、参加者からメダル代を切りよくもらいたい。収益事業にならないようにしたいが、例えば 710 円のを 1000 円集めると、そこで利益が上がったことになる。(長勢)

その点は、法人化した時に税務署に問い合わせた。儲けるつもりがなければ構わないそうだ。それは物を売ったという利益行為としては扱わないとの事(岩本)

その差額を運営費に組み込んでも良いのか。(長勢)

良い。もしも税金を払えと言われれば、払えば良い。(岩本)

税金以外にも、市の公共施設を使ったりする場合、そこでの販売行為を禁じる条例があるが、その点はどうか。(長勢)

1000 円もらったとしても、(メダル代以外に)発送などの諸経費がかかるので、問題ない。(岩本)

11 月最初のマーケットが開いている日の終値でいいのではないか。(川野)

今年は 3 日で、終値は 142 円 33 銭。ACP に支払うのは 5 ユーロなので 711 円 65 銭。(柳沢)

750 円にしよう。赤字が出てはいけない。これからレートは変動する。(岩本)  
来年からは 11 月最初の相場の終値とする。端数は四捨五入する。(柳沢)

結論:今年のメダル代は 750 円、来年の会費は 1 人あたり 300 円、来年のメダル代は 11 月最初の相場の終値で計算で承認される。

## 5. PBP 関連

○PBP ツアーの打合せ報告(菅田さん)

- ・今回もグッドウィルがツアーを実施する。
- ・AJ は日本からの参加者のリストを作成してグッドウィルに渡す。それは緊急時連絡用リストとして、ACP に提出される。リストの作成は、AJ サイトに告知して書き込むなどの方法で取りまとめる。
- ・ドロップバッグも実施され、ツアー参加如何に関わらず利用できる。金額は未定。
- ・懇親会も手配中。
- ・ツアー参加者以外でも、要望があればホテルや航空券を手配する。
- ・広報ページをグッドウィル側で作成するので、AJ サイトにリンクを貼るようにする。

○AJ ジャージの件

- ・AJ ジャージを作成するのか? 作成するならデザインは公募するのか?

2007 年と 2011 年は AJ として記念ジャージを作ったが、また今度も作るのかどうか。作るなら、デザインは公募にするのか特定の人に頼むのか。(柳沢)

神奈川のジャージは日本的でとても良い、それを AJ ジャージとするのはどうか。評判が良く、他国ライダーからの交換依頼が相次いだらしい。(井出)

公募は大変だそうだ。人により異なるデータ形式で提出してくるので、それを加工する手間がかかる。加工を嫌がる提出者もいるらしい。(菅田)

プロに頼めば、対価を支払うので数度の修正に対応するし、こちらが指定したデータ形式で提出してくれる。ジャージは作る、デザインはプロに発注する、という事で良いか。(柳沢)

1200km のジャージは ANYONE に依頼した。デザイン料込みで、1 着あたり 6500 円で販売できた。(長勢)

発注着数によってデザイナーの報酬が変わるのか。(本多)

契約の内容次第である。(長勢)

AJ のロゴ作成をこの機会と一緒に決めたい。2012 年の理事会で AJ のロゴを作ると決まっている。ロゴがあればジャージの肩にワッペンとして付けたり、またバッジとしても利用できる。(柳沢)

先にロゴデザインを決めてもらい、そこから発展させてジャージのデザインを決める方法もある。(長勢)

北海道のデザイナーにロゴも頼んでしまえばいいのではないか。(本多)

結論:取りまとめ担当者は AJ 北海道の関係者とし、デザイナーも同様とする。コンセプトデザインを作ってもらい改めて審議にかける。最終判断は会長。

ロゴも同デザイナーに依頼し、要望があれば伝えていく。期限はデザイナーのスケジュールを考慮して話し合う。

『オダックス・ジャパン』の字体デザイン、マークとして利用出来るデザイン、それら 2 種類を盛り込んだジャージデザイン。

○ORM 会議や PBP 翌年の表彰式参加への渡航費・滞在費の全額補助の件  
・2019 年の PBP より AJ 会計から全額支給とするか？

表彰式参加は、前会長の時は 10 万円だった。(岩本)

2012 年に ACP が各国のクラブを対象にした表彰式を開催した。それに対して、日本の代表として本来は(当時の会長の)白木さんが行くところを、代理として(初代会長の)加藤さんに行っていた。渡航費のうち 10 万円を補助した。AJ を代表して行くのだから、これから先の PBP 表彰式にかかる渡航・滞在費を AJ の会計から全額補助してはどうか。(柳沢)

会長が行けない場合は、代理人にも適用してほしい。(稲垣)

本来は行かなくても構わないが、ここ2年間のポイントランキングは日本が世界一という事もあり、顔を出すべき。(岩本)

ACP の内向きの表彰という意味もあるので、ACP に貢献した人に対する表彰もされる。日本が出なくても、日本の BRM 運営に即影響があるのではない。しかし、PBP 開催年に開かれる RM の会議については、ルール改正などの話が出るらしいので、情報として把握しておかなければ BRM 運営に都合が悪いのではないか。(柳沢)  
それで、全額補助してもらえるよう承認してほしい。(稲垣)

金額を具体的に決めるべき。(岩本)

状況や時期によって金額に幅が生じる。(稲垣)

申請承認でいいのではないか。(川野)

結論:来年から、会議に出席する担当者の旅費は全額支給とする。PBP 出走が決定した時点で申請し、承認。英語が不得意な担当者の場合、同行する通訳の分も支給される。

担当者の資格に制限を設けるべき。通常は会長、行けない場合は会長が選任した者とする。

## 6. BRM 認定申請方法の変更

○AJ から ACP に対する認定番号の申請方法が変更となる。  
・それに伴い、2015 年から各クラブと AJ との認定申請データのやり取りを変更する。

近年、アジアでも BRM を開催する国が増えているが、ACP の海外担当作業がパンク寸前である。そのため、ACP の方が今年の11月から開催される BRM について、認定番号の申請の仕組みを自動化するように世界共通で変更していく、という通達 came。AJ もそれに合わせて認定事務を行わなければならない。日本ではこれ以降は開催しないので、来年の1月から開催される BRM に適用される。現在、ACP の認定申請用のリザルト(完走者のみ)と AJ の記録用のリザルト(DNS・DNF 含む)の 2 種類があるが、今回の変更の対象になるのは ACP の認

定申請用のリザルトだけ。従来の AJ 用リザルトやスポット保険などは変更しない。今までは認定申請をする際、ホモロゲーションの ML に川野宛でデータを投稿していた。その ML が不要になるので、廃止し、その後は主催者サイトを利用する。ACP の認定申請用のリザルトページを用意し、そちらにデータをアップロードしていただく。つまり、ACP 用リザルトと AJ 用リザルトをそれぞれ別のページにアップロードしてもらうことになる。定期的に川野さんが当該ページにアクセスし、ACP へデータを送って認定番号を発行してもらい、それぞれのエクセルファイルの空欄に認定番号が記載される。(柳沢)

その他、拡張子の件で注意事項あり。AJ 北海道のリザルト作成プログラムの対応は依頼済み。

来年のブルベ開催予定数は234回。今年より50回ほど多い。これを川野さんと片山さんが全て手作業で管理するので、くれぐれもミスのないように。

## 7. 北海道 1200、AJ 北海道法人化報告

○AJ 北海道代表の長勢さんからの報告

今年、1200km を開催して、会長はじめ皆さんにお世話になって、とてもありがたく思っている。結果は台風接近による中止であった。AJ 北海道一同、多くのことを学んだので、次回につなげていきたい。

・法人化を進めたきっかけ……AJ が NPO 法人に移行するという議論が始まり、一般社団法人にシフトしたので、同じ理由である。2013 年末には決定していた。

・目的……1、主催者個人へ向けられる責任問題のリスク回避。 2、社会的信用力の向上(契約行為、行政との交渉などが円滑になる)。

・定款はどうしたか……元々、AJ 北海道としての規約を持っていたので、規約の雛型に当てはめて調整し、更に AJ の定款と付け合せをして、かなり近い形にして登記した。

・費用、手間、期間……認証費用と登記印紙代で 12 万円、諸経費に約 1 万円、合計で約 13 万円。期間は、専門家ではない担当者が行い、約 3 ヶ月(実働は 10 日程度)。

・法人化のメリット……2014年6月30日付で正式に登記したので、実際に法人として活動するのは来年度から。法人化を目指した理由は、まず今年 7 月の 1200km 開催にあたって、多くの機関と交渉や調整をしたかった事、そして、あらゆるリスクも通常のブルベより高いだろうから、開催前に登記を済ませたかった事。

関係各所との話し合いを進めるにあたって、具体的には、札幌市・北根室市・南富良野町・別海町の4箇所の後援依頼をした。その際、自転車の事を知らない方々に対して信用性をアピールするため、AJ 北海道は法人化を目指しているクラブである事を必ず説明するようにした。

・1200km の実施について……どのレベルで開催するのかはっきりとしたビジョンが必要だと、開催前から考えてはいたが、実際に開催してみて改めて実感した。ウェルカムセレモニー、宿泊施設、食事サービスなどの程度、参加人数規模をもし抑えるのであれば、600km と同程度で小規模で実施することも可能だと思う。ただ、国を問わず参加できるお祭りとして開催するなら、時間をかけて組織的に準備していくことが不可欠。

・海外対応について……英語版ウェブサイトの製作、プロモーションビデオの製作、SE の英語版ページの製作依頼、海外参加者に向けたキャンセル待ちの対応の準備、記念ジャージの製作、キューシートおよび出走ガイドの英語版の製作。

・保険について……台湾からの参加者によると、台湾では AJ で定める5000万円の賠償に対応する保険が存在しない。そのため、エントリー時には『AJ 北海道に相談中』という名目で受け付け、日本で対応できる保

険を探し、長勢名義で契約し、台湾参加者から保険料を徴収した。自分で保険をかけなければならないという主旨を伝えるため。

AJ が契約している年間包括契約の保険は、海外居住者には適用できない。AJ 規約では、参加者本人が契約する保険とは別にかかる保険は、各主催者が決めることになっている。今回は全ての海外参加者用保険をかけたが、先述の事情で、台湾参加者のみ契約料を徴収することになった。(長勢)

海外旅行保険は？(岩本)

それもないそうだ。(長勢)

金額が対応していないのだろう。(柳沢)

現地での、事故に関わる賠償額の相場が、日本とは全然違うので、そもそもその金額を満たすものはないはずだ。(川野)

香港でも同様だった。(柳沢)

台湾参加者が自分で契約できる保険を探したが、とうとう見つからなかった。(長勢)

・記念ジャージについて……代金は開催当日に現地徴収

・その他のポイント……海外参加枠 30 名に対し、中国のランドヌールクラブから 150 名の参加希望があった。非常に熱心かつ誠実なオファーであったが、参加枠は決定済みなので丁重に断った。

台湾参加者は、日本語の堪能な方が窓口となって情報共有してもらった。中国語を使えるスタッフも欲しい。交流親睦を目的とした前夜祭を開催した。そのおかげか、翌日からの相互コミュニケーションは円滑に進んだようだ。

北海道の滝川市で、観光協会と市役所の関係者が、台湾から20名以内の人数で日本のブルベに参加するツアーを台湾の旅行代理店と企画中であると、友好的な打診があった。対象は来年の、滝川市スタートの600km。今年の春から北海道内では、『北海道サイクルツーリズム』が立ち上がっている。宇都宮でもブルベを手伝いたいという申し出があったらしく、今回の話と似ている。地域・行政・商工会・企業がこれからブルベに注目し、コラボしてサイクリイベントなどの事業に関わってくる流れが見えてきている。

1200km の時は、こちらから積極的に行政にアプローチして理解を得る努力をした。行政の側からもブルベに歩み寄ってきている雰囲気を感じる。

また4年後に開催するのか？(岩本)

再来年に開催したいとは思っている(長勢)

海外だと、4年毎など、規則性を持たせているところもある。AJ 北海道としてはどう考えているか(柳沢)

4年毎の祭事的イベントにしたいが、今回は中止になったので、間に1回入れてもいいのではないかと考えている。(長勢)

様々な国の同様なイベントの開催状況を紹介。特に規則性は決まっていない。(稲垣)

AJ は関係なく、AJ 北海道の意思と体力を考慮して考えるべき。(柳沢)

基本的には4年毎と考えている。(長勢)

他に開催を計画しているクラブは、海外からの参加者への対応をしっかりと考慮すること。(岩本)

宇都宮では、水戸・宇都宮・高崎・前橋の4都市が北関東中核都市として連携している。宇都宮市が中心となっ

て4都市を巡る400kmを企画し、将来的にはPBPに迫るイベントにしたいそうだ。AJ宇都宮に開催を任せ、その代わり市側からは反射ベストを参加者全員に無償配布したり、日中にイベントを開いて補給食を支給したりしたいとの事。現時点ではあくまで企画段階。(小花)

これからの発展のためには、仲間内でまとまるだけではなく、行政も巻き込んでブルベの本質を周知していくべき。(岩本)

## 8. 震災復興支援の報告

○東北3県に送金完了につき、その報告。

昨年の国内全完走者の合計認定距離は200万km強、10km1円と換算して、206,415円を義捐金とした。岩手県・宮城県・福島県が行っている震災孤児・遺児への支援活動に対し、3等分して1県あたり68,805円を寄付した。

昨年の提案通り、寄付は5年間ほど継続予定で、今年度はおそらく認定距離が増えているので、義捐金も増えるだろう。他にもより適切な寄付先や、新しい試みがあれば検討したいので、意見を寄せてほしい。(鈴木)

## 9. 認定記録データベースの件

希望者がいなければ自分が担当者として進めるが、専門家ではないので補佐を若干名、幹事として任命する。進捗や方向性をまず決めなければならない。開発費用も見積段階で告知して意見をもらう。交通費などの諸経費はAJ会計に請求する。(柳沢)

維持管理費が高額になる仕組みにはしない。参加者、主催者の両方が活用できる仕組みを考えている。(柳沢)

個人情報の取り扱いのガイドラインはどうするか。(津村)

2012年の決議の段階で、個人情報は入れないと決まっている。(柳沢)

個人名と認定番号だけ。(稲垣)

単に、今公開しているデータを集積して使いやすくする、という事。(川野)

不要な情報は入れない。(柳沢)

去年、埼玉で作った認定番号検索システムと同程度で良いのか。(大谷)

あのシステムを作ったのは、データベースの利便性をアピールするためでもある。AJとして作る場合、もう少し多機能になる。(柳沢)

## 10. 試走認定の要件の確認

BRM運営のために当日走れない人が、認定を取れないのは困るので、別の日に試走して制限時間内に完走すれば認定するというのが、試走認定である。よって、BRM当日に運営に携わらない人が試走だけして認定を受ける事は、本来あり得ない。ただ、そういう例がこれまでにいくつかあった。そのため、白木前会長の任



期中に前述の要件が決められた。2007年のPBP開催前にあった例が発端なので、来年というPBP開催年を機に、要件を遵守していただきたい。(柳沢)

試走には現地の道路を調べるという役目もあるが、その目的で試走した人が開催当日に来られない場合はどうなるのか。(井出)

それは規定にない。(川野)

逆に、道路調査をしなければならないという認識を、主催者は捨てるべき。あくまでBRMは参加者の自己責任。主催者のすべき事は最小限で考える。(柳沢)

『試走』という言葉も、例えば『期日前認定』などに変えてしまえばいいのではないかと。『試さなければならないようなコースなのか』というイメージをなくすため。(津村)

『スタッフ認定』という表現もある。(柳沢)

英語圏ではどういう表現をするのか。(岩本)

アメリカでは『Pre-Ride』という。(井手)

『期日前』ですね。(川野)

『事前認定』が適切か。(稲垣)

地域性もあるだろうから、試走を一概に否定はできない。(岩本)

したくて行くのは良い、義務感にかられて行くのはNG。(柳沢)

できるだけ本番で走る、という意識でいる事。(岩本)

## 11. BRM 参加費の上限の見直し

昨年、600kmまでは2500円以下、1000kmについては各クラブで決定する、ただし極力安くする事と定めた。それに対し、複数人から批判や指摘があった。(柳沢)

まず、スポット保険はなくなったので、2500円ではACPの15ユーロ上限という指示に反するのではないかと。

それから、昨年までは会員登録時にAJに直接払っていたのが、今年からはBRM毎に300円を徴収する方法に変更された。それに伴い、参加費を値上げするクラブが大半だった。これはやむを得ないが、大幅に値上げするクラブもあった。ちょっと高額すぎるのではないかと。

そこで、来年からはACPの指示に従い、200～1000kmでは15ユーロ以下、つまり2100円。1200km超のRM認定では各クラブが決定する。いずれにせよ極力安く。

仮眠所、ドロップバッグ運輸費、また主催者が独自に加入させる保険の保険料については、参加者から実費を徴収する。参加費に含めて一律徴収するのはNG。

メダル代について、ACPに支払う金額との差額は、去年まではAJ会費に含まれていた。今年はほとんどがクラブ側に残った。それで運営経費を補填できるので、参加費の上限が厳しくなっても対応してほしい。(柳沢)

1,000kmは別会計で行いたいと思っている。(大谷)

仮眠所やドロップバッグは別途徴収なのか。(柳沢)

仮眠所は設定しないが、巡回車など裏方の作業が必要になる反面、募集できる人数はさほど多くないので、来

年実施予定分についてはスタッフ比率がかなり高くなる。去年は縛りがなかったので、2,500 円を超える予算を組んでいる。2,100 円で行うとなると、たまがわの場合は他の BRM の参加費を上げて補填するという本末転倒な事になってしまう。1 つのブルベで受益者負担で賄えるようにしたいので、1,000km だけは考慮していただきたい。(大谷)

上限を決めないと歯止めがかからない。(柳沢)

今年予算は、保険を除くと 200km・300km が 1,200 円、400km・600km が 1,500 円。6 回開催してトータルで 45,000 円の赤字。先述のメダル代の差額が 37,000 円あったので、相殺して年間で 12,000 円の赤字。たまがわでは賛助会費を賛助会員からいただいているので、多少の赤字は耐えられるが、本来は走った人が負担をすべきだと思うので、来年の 1,000km は必要なコストを参加費としていただくようにしたい。(大谷)

赤字は何の支払いによるものか。(岩本)

スタッフの交通費やガソリン代。仮眠所の利用料は徴収しているが、500 円など払いやすい金額としているので、全額賄えるわけではない。(大谷)

以前、福岡でもキャビンを借りた事があったが、今は用意しない。できるだけ参加者に任せるべき。1,000km の参加費の想定額は？(岩本)

保険を含めなければ 4,000～5,000 円程度。(大谷)

それは高い。保険は参加者が各自加入する事になっているので、本来は必要ない。1,000km で 3,000 円もかからないはず。福岡は 2,000 円程度だったか。(岩本)

2,000～2,500 円程度だった。(安田)

岡山は全部 2,000 円。計算しやすいように。(澤田)

近畿は今年、3,500 円で開催した。コストの大半は宇和島で宿泊施設をまるごと借りた費用に充てた。一泊 10 万円で 2 箇所、計 20 万円。(今野)

宮城では、サービス内容や参加者数によって決まる面はあるが、2,000 円程度で考えている。(鈴木)

サービスは必要ない。するなら別料金で。(岩本)

スタッフ巡回や常駐といったサービスの事だが、何もしなければ安くなる。(鈴木)

基本的に 1,000km は 600km の延長だから、しなくて良い。ただし、心配だからするという事はある。(岩本)

今度のコースは北海道である。R 札幌と共同。(大谷)

こちらで設計するのだが、北海道なのでご存知の通り、スタッフ車の移動距離が長くガソリン代がかさむ。それに、回収は想定していないにせよ、天候悪化に伴う迂回路の設定などの関係でどうしても巡回車が必要となる。

2,100 円は厳しすぎる。(吉田)

2,100 円ではダメか。(岩本)

私の方では決められない。(吉田)

遠征開催になってしまうので、通常のブルベと別会計にして適正に管理するために、先述の金額を設定した。1,000km を 2,100 円とするなら、他のブルベの参加費を上げて対応しなければならないが、そうはしたくない。(大谷)

ランドヌ東京はいろんな見直しを行っていて、その 1 つに権利放棄書がある。弁護士であるスタッフに見てもらったら、スタッフが道路上の安全確認をせずに参加者を走らせて事故が発生した場合、何らかの咎を受ける可能性を指摘された。そのため、巡回が必要なのではないか。(津村)

刑事的に責任があるという事なのか。(岩本)

訴えられたら『参加者の自己責任』は通用しないのではないかと、権利放棄書によって主催者の責任が 100%なく

なる事はない、という見解だ。(津村)

権利放棄書の効力の弱さは把握しているが、保険をかけているから民事的には良い、と私の方の弁護士から聞いている。問題は、刑事的に責任を負うかどうかだ。そちらの弁護士の見解はどうか。(岩本)

分からない。いずれにしても、できる事はしておく方が安全だ。(津村)

それは200kmでも300kmでも一緒だ。どのレベルまでするのか、という問題だ。(岩本)

何もしないわけには行かない、という見解だ。(津村)

福岡のフレッシュや1,000kmでは、下見も巡回もしない。それをするならブルベが成り立たなくなる。巡回を何度しても、足りないと言われればどうしようもない。コーナー毎に歩哨をを付けるという話にまでなりかねない。そうしない代わりに保険に入っている。(岩本)

巡回していない事を明示して募集すれば良いのではないか。問題発生時の逃げ道になるだろう。(土田)

参加者はほとんど、ブルベの内容をある程度把握している。(岩本)

そもそも、誰がどうやって安全を確保するのか。(柳沢)

確保という事ではなく、一応ひと通り見回しておく。また、危険と思われる場所をキューシートに記載する。(土田)

それは究極的には、参加者自らが下見しなければ納得できない事ではないか。主催者が責任を負うのは筋違いではないか。(長勢)

安全確認の話をするなら、パーマネントはできなくなる。(柳沢)

パーマネントは走者が日程等を決めるので関係ない、通常のブルベの刑事的責任も負う事はないだろう、と弁護士から聞いている。(岩本)

最近クラブの代表になった人は知らないと思うので説明しておくが、2009年、当時のAJ副会長だった納見さんが埼玉県警と警視庁に赴いた。ブルベを主催するにあたり、警察や所轄官庁に対して道路使用許可の申請や何らかの連絡などを行わなければならないのか確認を取った。結果、道路使用許可は不要で、するとすれば(しなくても良いが)、各警察署に事前連絡しておく程度との回答を得ている。(柳沢)

結論:600km以下は2,100円で決定。1,000kmは3,000円にしておいて、足りない分は他のブルベの参加費で補填する。再来年からは2,500円とする。

SE担当者より、以下の説明があった。

12月中に参加者を募集するクラブへの作業の催促

システム変更の進捗状況の報告

各種要望の相談の要請

会員登録ページについて説明

その他:

AJとしては、できる限りACPの規約に沿った運営をしたい。ローカルルールは各クラブで対応する事。

もうすぐSR申請が始まるので早めにブルベカードを返送する事。

ブルベカード使用に関わる意見交換がなされた。

以上、17:00 閉会